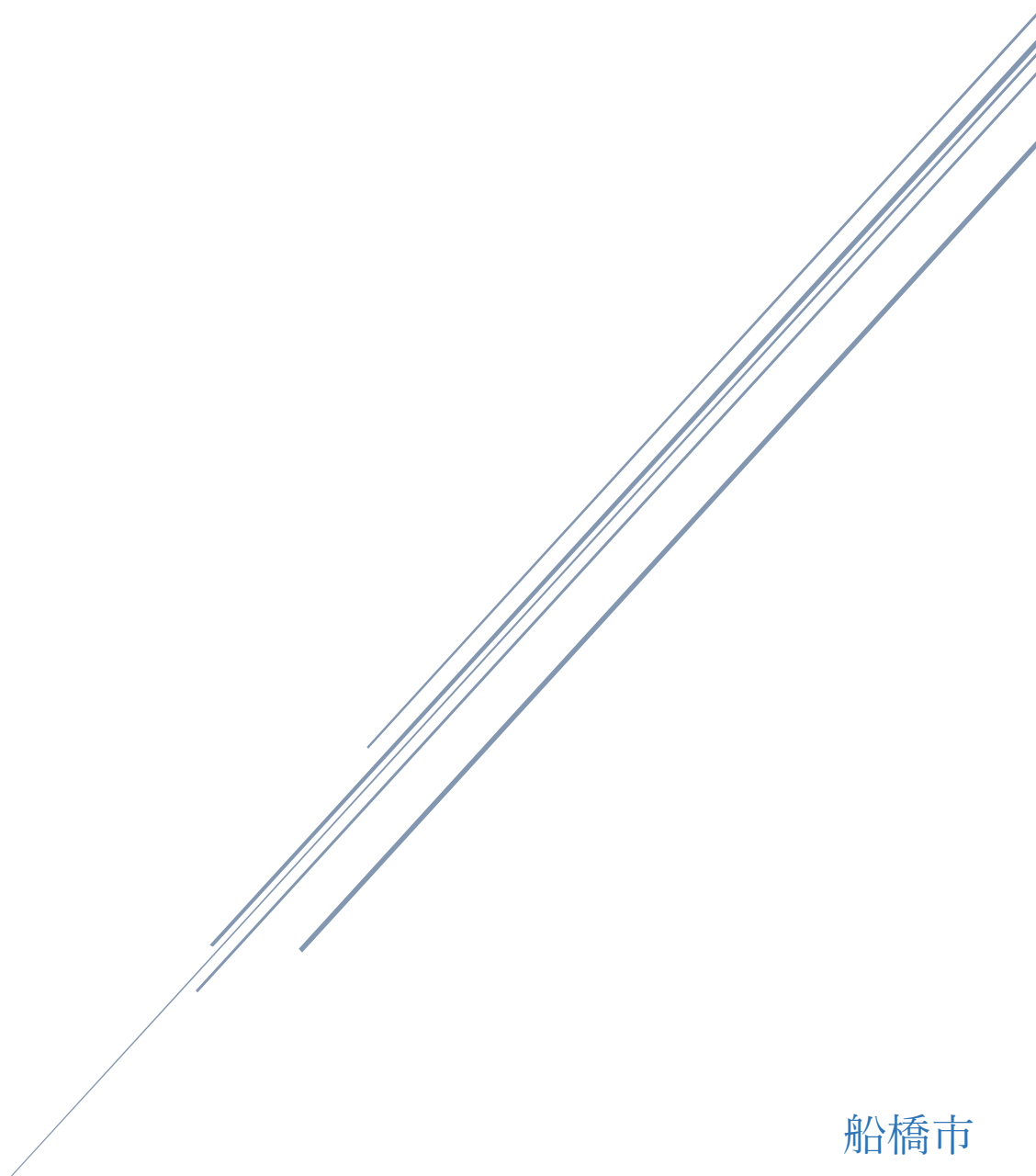


# 船橋市公民連携推進の指針



船橋市

令和5年3月策定

# 目次

本指針について .....	1
第1章 本市の公民連携の考え方	
1. これまでの「市と事業者の連携」 .....	2
2. 本指針における「公民連携」 .....	2
3. 公民連携を推進する背景 .....	3
4. 公民連携の目的 .....	3
5. 公民連携に取り組む姿勢 .....	4
6. 本市が目指す公民連携の姿 .....	5
(1) 目指す姿 .....	5
(2) 現状・課題 .....	6
(3) 対応策 .....	7
第2章 公民連携を推進する仕組み	
1. 公民連携窓口「公民 CONNECT」 .....	9
2. 民間提案制度 .....	11
2-1. 民間提案の受付 .....	11
(1) 仕組み .....	11
(2) 提案要件 .....	12
(3) 提案事業に必要な視点 .....	13
(4) 民間提案における留意事項 .....	15
2-2. 提案事業実施のプロセス .....	17
(1) 提案事業実施フロー .....	17
(2) 市と提案事業者の対話 .....	19
(3) 契約方法及び事業実施者の決定フロー .....	23
(4) 事業の評価 .....	25

3. F×PARTNER 登録制度 .....	26
(1) 登録 .....	26
(2) 要件 .....	26
(3) F×PARTNER 登録制度による取組.....	27

## 本指針について

本市では、本市の特性と現状及び社会経済情勢、そこから見えてくる発展の可能性（強み）と重点課題（弱み）を整理し、必要な施策の方向性を示す第3次船橋市総合計画を策定しており、計画の推進にあたっての基本姿勢として「多様な主体との協働」を掲げています。社会・地域課題や市民ニーズが複雑多様化する中、行政の力だけで総合計画に掲げている将来都市像やめざすまちの姿を実現できるものではありません。行政・市民・団体・事業者等の多様な主体が、あらゆる分野において、お互いの立場を理解し対等な関係で、それぞれの強みを活かしながら、連携・協力することが大切です。

本指針は、「多様な主体との協働」のうち「市と事業者の連携」について、既存の枠組みにとらわれることなく、事業者と共に優れた公共サービスを効率的かつ持続的に提供していくために必要となる基本的な考え方や仕組みを整理し、双方で共有するために策定しました。

本指針は市と事業者が対話を重ねていく中で、事業者からの意見や事業者との連携事業の結果を踏まえ、今後も改善を重ねていくこととします。

# 第1章 本市の公民連携の考え方

## 1. これまでの「市と事業者の連携」

市と事業者の連携手法については、以下のような例が挙げられます。

### 市と事業者の連携手法の具体例

- ・業務委託
- ・事業連携協定
- ・PFI事業
- ・指定管理者制度
- ・広告掲載事業
- ・ネーミングライツ
- ・公有財産の利活用
- など

これまで市は、主に業務委託をはじめとしたさまざまな手法を活用することで事業者と連携し、公共サービスを提供してきました。

しかし、これまでの連携は、事業の詳細をあらかじめ市が設計した上で事業者を募集するといった、いわゆる行政主導の連携が多く、その結果、プロポーザル方式などを活用した一部の事業を除き、事業者の持つノウハウやアイデアを最大限に活かしてきていない、などの課題がありました。

## 2. 本指針における「公民連携」

これまでの行政主導の連携から一歩前進し、事業者のより主体的な参画や発意を求め、市と事業者が双方向の対話を通じて、それぞれの知的・物的資源等を最適な形で組み合わせることにより、優れた公共サービスを効率的かつ持続的に提供していくことが市にとって重要だと考えられます。

そのためにも、これまでの連携手法にとらわれることなく、事業者のポテンシャルを最大限に活用する仕組みを構築し、事業者の優れたアイデアを広く募り、新たな公民連携に取り組んでいく必要があります。

そこで、本指針では「公民連携」を次のとおり定義します。

社会・地域課題の解決を目指し、事業者と市が事業の検討段階から対話を行い、双方の有する知的・物的資源等を結集し、優れた公共サービスの創出を図るための施策

### 3. 公民連携を推進する背景

少子高齢化の急速な進行による社会経済活動の担い手不足や支援を必要とする人の増加、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等による孤独・孤立問題、地球温暖化が一因とされる気候変動による自然災害の激甚化など、本市を取り巻く社会・地域課題は複雑多様化しています。また、デジタル技術の活用やゼロカーボンへの挑戦、多様性の尊重は世界的にも重要なテーマとなっており、本市においても取り組みを進めていくことが求められています。

社会構造が変化する中、限られた行政の資源だけですべての課題に対応することは難しくなっており、高度な専門的知識や技術革新などを踏まえた新たな取り組みが不可欠となっています。また、それらの課題は、これまでのルールや仕組みでは解決できないケースも多いため、公民連携を推進する必要があります。

### 4. 公民連携の目的

公民連携の目的は以下のとおりです。

#### ■ 公共サービスの向上

市と事業者の有する知的・物的資源等を結集し、優れた公共サービスを効率的かつ持続的に提供していきます。

#### ■ 複合的分野の課題解決

個別分野における視点では効果的な解決策を見出せなかった課題についても、事業者の視点から全体最適化のアイデアを得て解決していきます。

#### ■ 行政コストの削減

これまで市が提供していた公共サービスについて、公共性を維持しつつ、事業者の知的・物的資源等を活かしたアップグレードを行い行政コストの削減を図ります。

また、事業者の視点を活かし、公有財産を利活用することで新たな歳入確保を図ります。

#### ■ 地域経済の活性化

公民連携による新たな事業の創出や公有財産の民間活用などを通じて、地域における雇用の創出や事業者の発展などに繋げることで、地域経済を活性化させます。

## 5. 公民連携に取り組む姿勢

公民連携を効率的かつ持続的に推進していくための姿勢として、以下の4つを基本原則とします。

### 基本原則1 対等の原則

従来、市と事業者の関係は、多くの事業において「行政主導で条件を提示し、事業者は市から提示された条件に従い事業実施する」というものでしたが、公民連携においては、対等なパートナーとして協力し合うことの必要性を理解し、お互いが主体的に取り組めるようにします。

### 基本原則2 目標共有の原則

事業の目標について「社会・地域課題の解決、公共サービスの向上」の観点から、事業者と共に設定し、事業を構築していきます。

### 基本原則3 対話の原則

事業の検討段階から事業者と対話を行い、双方の有する知的・物的資源等を結集させ、効果的に課題を解決するための方法を模索しながら、制度設計や事業実施をしていくこととします。

### 基本原則4 相互メリットの原則

公民連携による事業を持続させるために、事業者の行動原理や考え方を理解した上で、その事業から相互が得られるメリットの内容及びバランスを意識し、互恵的な関係を築いていきます。

## 6. 本市が目指す公民連携の姿

### (1) 目指す姿

「4. 公民連携の目的」の達成度を高めるため、以下の4つの観点において目指す姿を整理しました。

#### ■ 事業の検討

- ・多様な事業者から、市の抱える課題に対し、効率的に解決するための提案を受けており、事業者の持つアイデアやノウハウを有効に活用し、事業の検討が出来ている

#### ■ 組織の認識

- ・「公民連携は有益であり、誰でも取り組めること」という意識が根付いており、各部署で所管している事業に公民連携を活用することが恒常化している

#### ■ 組織の知見

- ・様々な公民連携により蓄積されたノウハウやパターンが体系化され、公民連携に不慣れな職員にも理論的に伝えることが可能となっている

#### ■ 組織の体制

- ・担当部署が主体的に公民連携を行っており、必要に応じて公民連携推進に関する総合調整を行う専門部署が支援を行っている
- ・分野横断的な事業についても、専門部署が調整役を担い、多様な関係部署が密に連携・協力し、事業実現に向けて積極的に取り組んでいる



## (2) 現状・課題

---

「(1) 目指す姿」実現のために克服すべき「現状・課題」は以下のとおりです。

### ■ 事業の検討

- ・ 公民連携に対する市の姿勢や市の抱える課題を対外的に発信できていないため、事業者が連携の可能性を検討することが困難であり、その結果、事業者のアイデアやノウハウを取り入れた事業検討ができていない
- ・ 事業者にとって、提案先部署が分かりにくく、提案に繋がっていない可能性がある

### ■ 組織の認識

- ・ 本市における成功事例が整理されていないため、公民連携の有効性を必ずしも実感していない
- ・ 市としての基本的なルールやプロセスが定められておらず、事業者との連携について公平性の確保などが懸念事項となっている
- ・ 事業の実現にあたっては新たな知識が必要となるため、担当部署が主体となり事業を実施することに必ずしも積極的ではない

### ■ 組織の知見

- ・ 市全体として、公民連携の事例が少ないため、公民連携を推進するための知見に乏しい

### ■ 組織の体制

- ・ 提案があった場合には、提案を受けた部署において個別に対応しているが、公民連携を進めるための人的余裕がない場合がある
- ・ 分野横断的な公民連携の場合、明確な調整役を担う部署がない

### (3) 対応策

---

前述の「(2)現状・課題」を踏まえ、以下のとおり窓口体制及び制度を整備することで、公民連携を推進していきます。

これらにより、事業者・担当部署が公民連携に取り組みやすくすることで、公民連携の機会を増やしていきます。多様な公民連携の実績を積み重ねることにより、「公民連携は有益であり、誰でも取り組めること」という意識の浸透に繋げ、「(1) 目指す姿」の実現に近づけていきます。

#### ① 公民連携窓口「公民 CONNECT」(P9～参照)

本市の公民連携推進に関する総合調整を行い、担当部署と事業者との橋渡しをする公民連携窓口「公民 CONNECT」を設置します。

公民 CONNECT では、市が公民連携に取り組みやすい環境を整備し、成功体験を増やしていくため、以下の役割を担います。

##### 【公民 CONNECT の役割】

- ・ 民間提案制度における本市課題発信、提案受付、担当部署に対する支援
- ・ F×PARTNER 登録制度の運用
- ・ 公民連携に関する情報発信
- ・ 知見の整理（本指針の改善、知見集の整備）

#### ② 民間提案制度 (P11～参照)

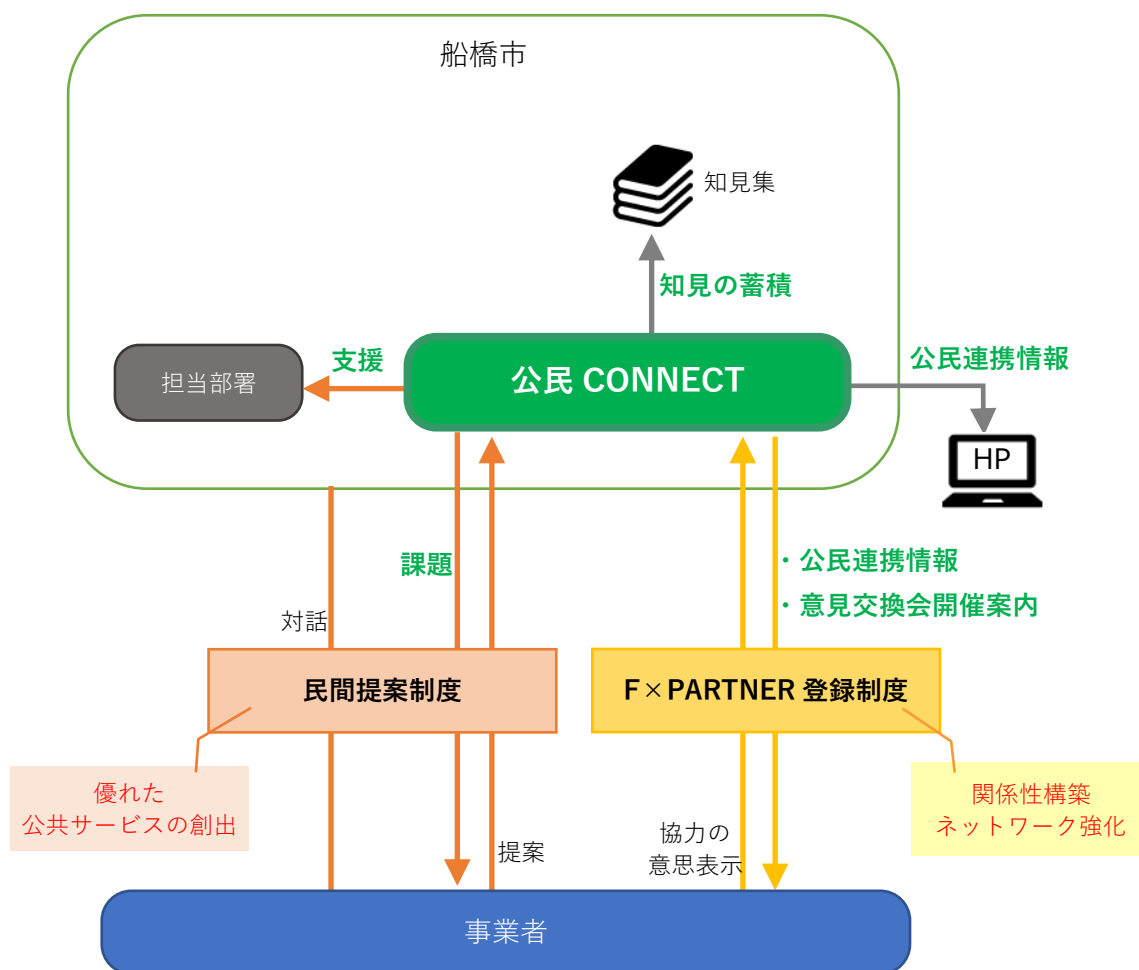
社会・地域課題の解決に繋げるため、事業者独自のアイデアやノウハウを活かした以下の提案を一元的に受け付け、対話を通じて優れた公共サービスの創出を目指します。

- ・ 市が発信する課題に対する解決策の提案
- ・ 事業者が認識する社会・地域課題（分野問わず）に対する解決策の提案

#### ③ F×PARTNER 登録制度 (P26～参照)

「市と積極的に公民連携を推進していく意欲がある事業者」を募り「F×PARTNER」として登録し、市からの情報発信や市と事業者同士の意見交換会を行い、市と事業者とのネットワークの強化を図ります。

< 対応策（窓口体制・制度）イメージ >

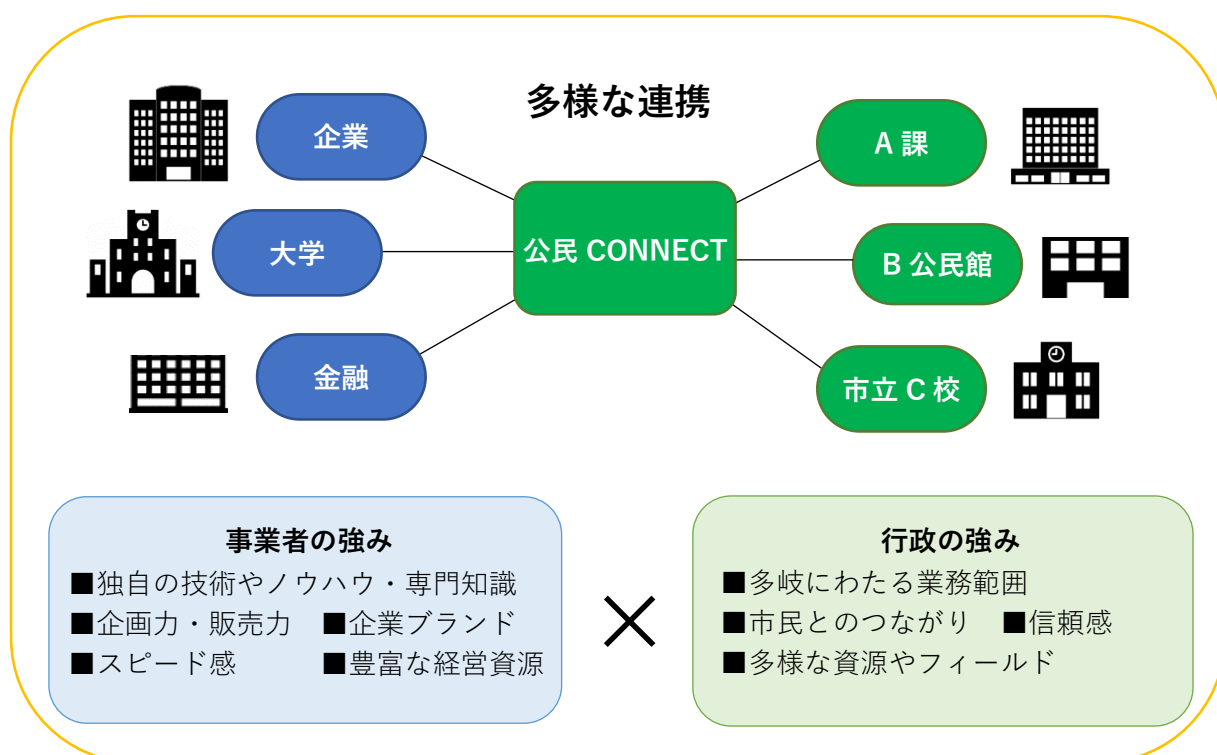


## 第2章 公民連携を推進する仕組み

第2章では、第1章「6. (3)対応策」の仕組みについて、詳細を説明します。

### 1. 公民連携窓口「公民 CONNECT」

本市の公民連携推進に関する総合調整を行い、担当部署と事業者との橋渡しをする公民連携窓口「公民 CONNECT」を“企画財政部 政策企画課内”に設置します。



## 公民 CONNECT の役割

### ① 民間提案制度（P11～参照）における役割

#### ■ 本市課題の発信

庁内担当部署から集めた社会・地域課題等を発信することで、事業者が自らの資源を活用した効果的な提案を検討しやすい環境を整え、市と事業者の連携の可能性を高めます。

#### ■ 民間提案の受付

民間提案制度を介した提案を一元的に受け付け、事業者へのヒアリングを行い、必要性や有効性、事業実施に係る部署を整理します。その上で、関係部署との協議・調整を行い、適切な部署へ繋がります。

#### ■ 担当部署に対する支援

担当部署での対応が困難な部分を補完できるように伴走支援を行うことで、提案の実現可能性を高めます。また、分野横断的な事業については、関係部署間の調整役を担います。

### ② F×PARTNER 登録制度（P26～参照）における役割

多くの事業者からの提案に繋げるため、「F×PARTNER 登録制度」を運用し事業者とのコミュニケーションの機会を創出します。

### ③ 公民連携に関する情報発信

<庁内向け>

公民連携に対する考え方が全職員の共通認識となるように、民間提案制度を活用した部署の声や施策の推進状況などを庁内へ広く周知するとともに、成功事例や組織・職員としての心構えを説明する機会を定期的に設けます。

<事業者向け>

市の公民連携に対する考え方を発信し、取組姿勢や目的を理解してもらうことで、効果的な提案・対話につなげます。

また、民間提案制度を介した事業の実績及び効果を発信し、市の公民連携に対する意欲や事業者のメリットなどを広く周知します。

### ④ 知見の整理（本指針の改善・知見集の整備）

多様な事業から得た知見に基づき、本指針を改善していきます。また、知識や経験の少ない職員であっても、事業に取り組みやすくなるように、公民連携に取り組む上でのポイントや参考となる事例等を集約した知見集を整備します。

## 2. 民間提案制度

民間提案制度は、社会・地域課題の解決に繋げるため、事業者独自のアイデアやノウハウを活かした提案を一元的に受け付け、対話を通じて優れた公共サービスの創出を目指す制度です。事業実施後は、評価等も行います。

### 2-1. 民間提案の受付

2-1では、本提案制度を介した受付の仕組みや要件等を説明します。

#### (1) 仕組み

以下の2つの形式にて事業者からの提案を広く募集し、従来の手法や発想にとらわれない提案を受け付けます。

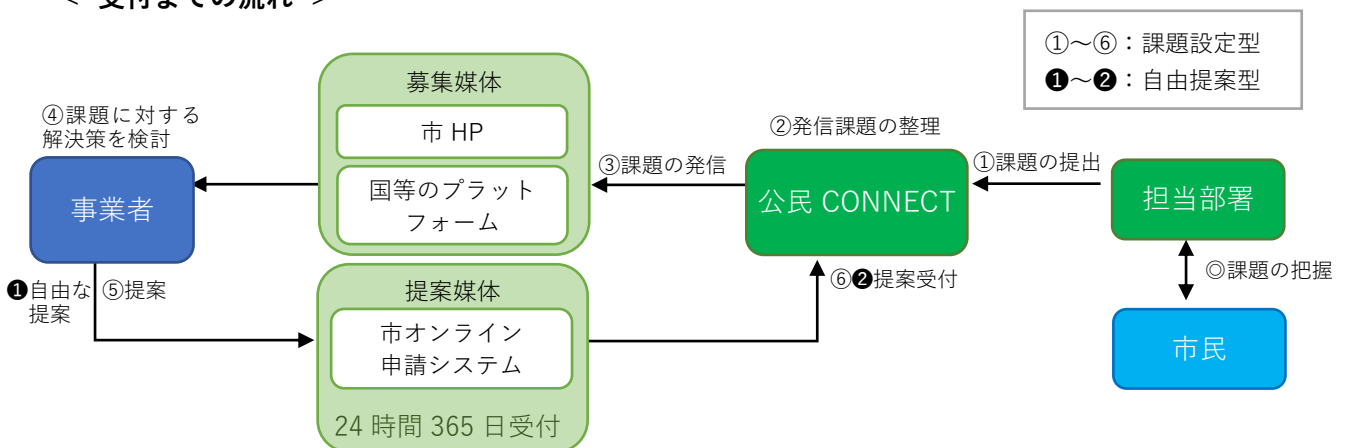
##### ① 課題設定型

市が事業者の提案により解決したい課題を発信することで、事業者がその課題に対する解決策を提案する形式。

##### ② 自由提案型

事業者が認識する社会・地域課題（分野問わず）に対して、事業者の自由な発想から生まれる解決策を提案する形式。

#### < 受付までの流れ >



#### 募集媒体

市 HP	市 HP で課題を発信し、事業者からの課題設定型の提案を募集します。また、自由提案型もあわせて募集します。
国等のプラットフォーム (以下 PF)	公民のマッチングを目的として国が設置している PF にて課題を発信し、登録事業者からの提案を募集します。 <利用する PF について> 課題の分野に適した PF を利用します。以下は一例です。 地方創生 SDG s 官民連携 PF、防災×テクノロジー官民連携 PF

## (2) 提案要件

---

民間提案の要件は以下のとおりです。

### ① 提案事業者の資格

- ・法人格を有する事業者であること。ただし、以下のいずれかに該当する事業者は除きます。
  1. 役員等が暴力団員等である団体又は暴力団員等が法人等の経営に実質的に関与している団体
  2. 役員等が、自社、自己もしくは第三者に不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている団体
  3. 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している団体
  4. 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体
  5. 金銭的信用を著しく欠くと認められる団体
  6. その他、本市と連携することがふさわしくない団体

### ② 提案の内容

以下のいずれにも該当しない提案を受け付けます。

- ・法令や公序良俗に反すること
- ・政治的、宗教的な関連性や要素があること
- ・商品の販売や既存業務の請負などの単なる営業であること

### (3) 提案事業に必要な視点

---

以下の4つの視点を踏まえた提案を募集します。具体的な事業の検討にあたっては、市・事業者はこれらの視点を持って進めることとします。

#### 1. 市民・利用者の視点

##### ■市民ニーズの把握

実際のニーズと提供される公共サービスに乖離が生じないよう、日ごろから地域のニーズを把握するよう努めます。

##### ■公共サービスの向上

事業実施にあたっては、市民や利用者の利便性等のメリットを向上させることが最重要です。事業の目標を設定する際には、まずどのような社会・地域課題の解決に繋がるかを明確にします。

#### 2. 財務の視点

##### ■市の費用負担

原則、市の予算以外から事業費を捻出することを検討します。

ただし、経営資源に限られる中においても政策的な判断から必要性が認められる事業、公民連携により活用が可能となる補助金等により市の費用負担が相当に軽減可能な事業、既存事業の代替案として新たな工夫によりコスト削減や公共サービスの向上に繋がる事業などについては、予算措置を検討します。

なお、市が費用負担する事業についても、市・事業者双方の持つ資源の有効活用や事業実施による収入により事業費を賄う等、極力費用負担を抑えられるような制度設計に努めるものとします。

##### ■将来的なコスト

事業開始当初の費用負担のみならず、人件費や維持管理費、運営費などの将来的なコストが発生しないかという点にも留意し、事業全体におけるコストの最小化を図りつつ、費用対効果が最大となるように事業検討します。



### 3. 成長・発展の視点

#### ■新たな発想

重大なリスクに繋がらない場合には失敗を恐れず、これまでのやり方とは別の新しい構造や論理によって事業を検討します。

#### ■事業者の成長

新たな価値の創出や継続的な公共サービス提供に繋がるよう、市民や市のみならず、事業者の成長にも寄与する事業を検討します。

### 4. 地域・社会の視点

#### ■社会情勢等の変化への対応

将来的な地域・社会・経済情勢の変化に備え、市と事業者が継続的に対話し、変化に対応できているかモニタリングしながら柔軟に修正していけるように事業スキームを検討します。

#### 【参考】事業の資金調達方法

「2. 財務の視点」で検討する際の参考として、資金調達方法パターンの例を以下に示します。

事業者	CSR	事業者が社会貢献や寄附として事業資金や物品などの資源を負担する。 事業者のCSR活動の促進、企業や製品の認知度や信頼感の向上などのメリットがある場合もある。
	広告・スポンサー	事業に広告・PR効果が見出せる場合に、第三者のスポンサーを確保し、事業資金を確保する。
	他機会回収	事業により得られた製品やサービス、知的財産、データ、ノウハウなどの成果を他の組織に提供することによる利益を見込んで、投資的に事業資金を負担する。
	PR効果による関連事業・別事業の収益増	事業によるイメージアップやPR効果による、事業者の関連事業・別事業の収益の増加（売上増や会員増など）を見込み、事業者が広告宣伝費用などとして投資的に事業資金を事前に負担する。
	製品・サービス販売益	事業自体から生まれる製品やサービス等を事業者が販売し、その直接的な利益をもって事業費にあてる。
	クラウドファンディング	事業者が成果物等を対価として、事業の理念や目的に賛同する者から寄附を募り事業資金を確保する。
	経費削減	事業により、従来かかっていた事業者のコストが削減されることで原資が生まれ、その原資をもと事業費を事業者が負担する。
市	一般財源	事業により発生するメリットの対価として、事業費を市の一般財源から支出する。
	企業版ふるさと納税	事業の理念や目的に賛同する企業から寄附を募り事業資金を確保する。
	クラウドファンディング	事業の理念や目的に賛同する者から寄附を募り事業資金を確保する。

#### (4) 民間提案における留意事項

---

提案にあたって、事業者が留意すべき点は以下のとおりです。

##### ① 事業の実施可否

事業については、後述の「2-2. (1)提案事業実施フロー」(P17～)に従い事業内容、費用負担等を検討した上で、事業実施の可否について決定します。

##### ② 事業実施者の選定

事業実施にあたっては、法令等に基づき、公募により事業実施者を選定する場合があります。その際は、本市が提案事業者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募のための仕様を作成させていただく場合があります。

ただし、「③情報の保護」により本市と提案事業者との間で保護する対象とした情報については、この限りではありません。

##### ③ 情報の保護

事業の実施に当たっては、透明性を確保することを基本としていますが、提案事業者にとっては、提案した独自のアイデアが適切に保護されることが非常に重要であると考えます。

事業実施者を決定する前は、アイデアの公表が提案事業者の不利益に繋がる一方で、事業実施者が決定し事業化された後は、透明性確保への要請は高まると考えますので、以下を原則とします。

###### 1. 事業の検討段階

原則保護します。

※提案タイトルについては公表します

###### 2. 公募手続きを行う段階（随意契約に適さない場合のみ）

原則保護しますが、仕様等の作成にあたり必要な情報を一部活用することがあります。

※提案事業の根幹をなすアイデアは公表しません

###### 3. 事業実施者が決定し事業化された段階

原則公表します。

※公表内容については、独自アイデアの保護を前提として市と事業者で事前協議します

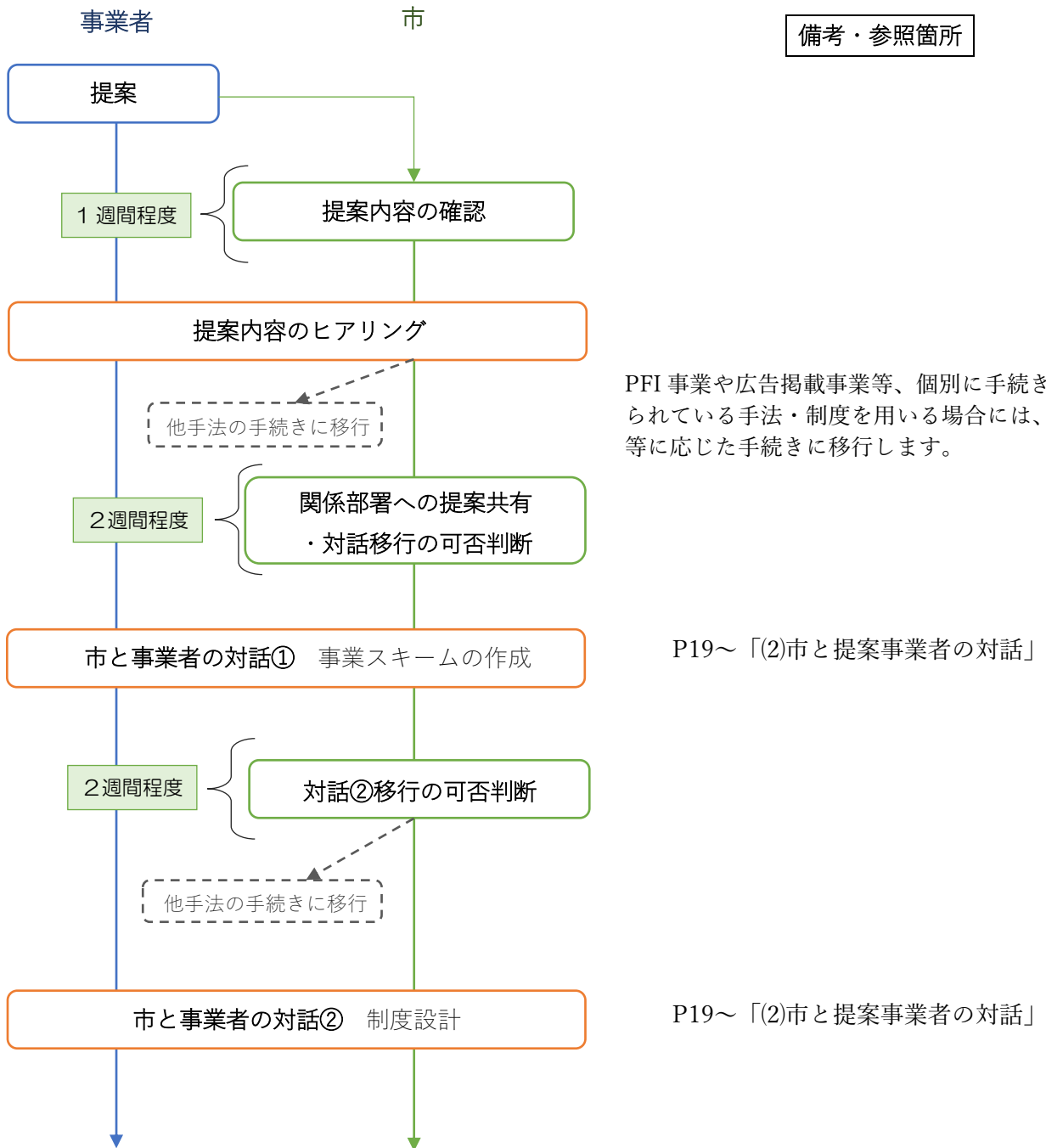
ただし、上記段階を問わず、市では、職務上作成・取得した文書について、開示請求の対象となっており、一定の情報については開示することが求められています。開示請求があった場合には、船橋市情報公開条例に基づき、開示／不開示を個別に判断することになります。

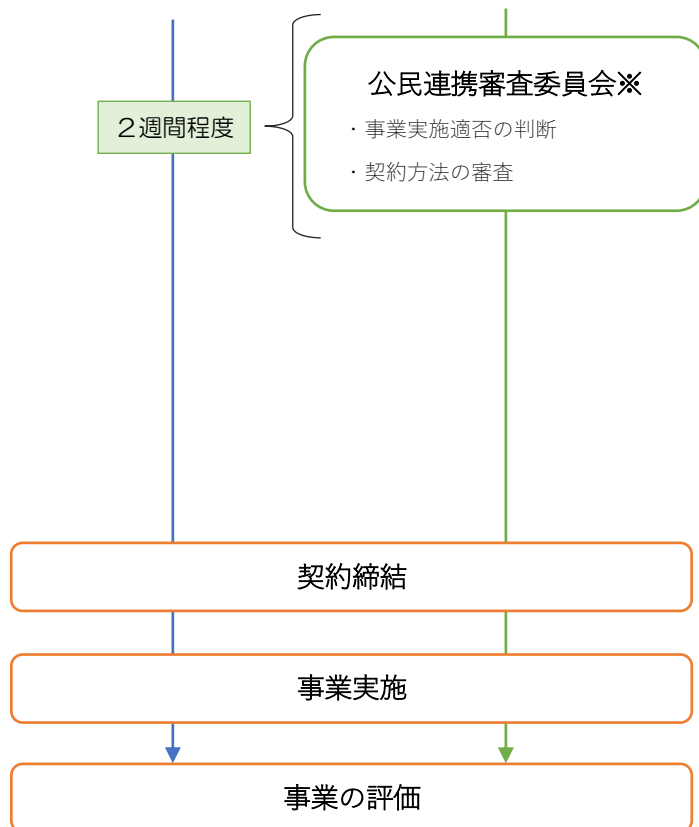
## 2-2. 提案事業実施のプロセス

2-2では、民間提案制度を介して提案された事業を実施するまでのプロセスを説明します。

### (1) 提案事業実施フロー

提案を受けてから提案事業を実施するまでのフローは以下のとおりです。





P23～

「(3)契約方法及び事業実施者の決定フロー」

契約締結前に以下の手続きが必要となる場合があります。

- ・ **予算の確保（1～2年程度）**  
審査委員会の実施時期により、翌年度予算もしくは翌々年度予算を確保します。
- ・ **事業実施者の選定手続き（2か月程度）**  
提案事業者以外が選定された場合には、再度対話を行った上で契約締結へ移行します。

P25 「(4)事業の評価」

#### ※公民連携審査委員会について

公民連携に関して、事業実施及び事業実施者の選定等の意思決定をするため、船橋市公民連携審査委員会設置要綱に基づき、公民連携審査委員会を設置します。

#### 所掌事務

- ① 公民連携による事業の導入の適否に関すること
  - ・ 事業実施適否の判断
- ② 特定の公民連携による事業に関する事業実施者等の選定に関すること
  - ・ 事業実施者の選定方法・契約方法の審査
- ③ そのほか、公民連携の推進に関し必要な事項に関すること

## (2) 市と提案事業者の対話

---

提案受付後、事業実施に向けて市（担当部署・公民 CONNECT）と提案事業者の対話を開始し、双方の意見を取り入れながら制度設計していきます。

### ① 対話において整理する項目

対話においては、以下の項目を検討・整理します。

1. 社会・地域における課題（総合計画における基本施策との関係性も整理）
2. 課題を抱える者等の特性や特徴
3. 双方が提供できる知的・物的資源
4. 課題解決のために受益者へ提供できる価値（サービス、物資等）
5. 課題解決のために必要な活動・機能・手段
6. 受益者への提供方法
7. コスト構造（事業実施のためにかかるコストの種類や金額）
8. 収益の流れ（コストをどこから調達し、どこで回収するか）  
※国・県の補助制度等についてリサーチも実施
9. 既存の取組と比較した優位性
10. 主要な成果指標（データ取得方法・評価手法・結果の用途なども検討）
11. 関連法令におけるルール（必要な諸手続き）
12. 情報の保護
13. 想定されるリスク・対応の役割分担

## ② 各段階における対話の進め方

各段階においては、以下とおり対話を進めていきます。

### 対話① 事業スキームの作成

事業者からの提案に基づき、繰り返し対話を行い、双方の意見を取り入れながら、「①対話において整理する項目」を整理し、事業スキームを作成します。

### 対話② 制度設計

対外的な調整等を行いながら、対話①で作成されたスキームに基づき、対話を通じて制度設計をしていきます。

対外的な調整等については、事業内容に関連する制度や許認可を所管する公的機関、事業への協力者、その他調整をしておいた方が良い組織などのさまざまな関係者に対するリサーチや調整を行います。地域で事業実施する場合には、円滑に事業を実施するために、当該地域（自治会・町会等）との意見交換なども十分に行います。

また、必要に応じて庁内の各部署及び有識者等を集めた意見交換会等を実施します。

対外的な調整と提案事業者との対話を繰り返し、制度の修正等を行っていくことで、事業の最適化を図ります。

### ③ 対話におけるポイント

#### <特に対話・検討を重ねるべきポイント>

対話を通じた事業の具体化にあたっては、特に以下について対話・検討を行うことが必要です。

#### 1. 市民（地域・社会）・市・事業者のメリット

初期段階でしっかりと対話やリサーチを行い、3者の定量的・定性的なメリットを漏らさずに考え、バランスが良くなるように制度設計をしていきます。  
事業実施のためにそれぞれが提供する資源に対して、事業実施によりそれぞれが得られるメリットに偏りがいないか、お互いに継続的に実施することが可能なバランスとなっているかということに留意します。

#### 2. 人的資源

##### ■人員の確保

対話の中で、事業に必要となる活動を抽出し、それぞれ誰が行うのか（どの組織がどの活動を担い、人員を拠出するか）を決めます。

##### ■パートナー事業者の拡大

市・提案事業者の人員で不足する場合には、連携する事業者の拡大などを検討します。

#### 3. 知的・物的資源

##### ■知的資源の確保

対話の中で、事業に必要となる知的資源（専門知識・技術・ノウハウ等）を把握し、不足する部分はどのように補うのかを検討します。

##### ■物的資源の確保

対話の中で、事業に必要となる物的資源（事業資金、実施場所、電気・水道等のインフラ設備、利用物品、広報のためのWEBページ、システム等）を、それぞれ誰が拠出するのかを決め、不足する部分はどのように調達するのかを検討します。



#### 4. 事業実施に係るリスク

事業実施に係るリスクはコストに影響することを認識し、適切なリスクを洗い出します。事業実施において発生しうる全てのリスクを想定し、その対応方法や損害等の補填などについて、予め市と事業者で共有し、それぞれの役割を明確にします。

#### 5. 関連法令等

事業に関連する法令、条例などに基づく許認可や諸手続きを、市や事業者の関係部署等に確認し、適切に対応します。

(参考)

- ・ 場所、施設を使用する際に必要な手続き
- ・ 事業内容に関係する分野の諸手続き
- ・ 租税、著作権、個人情報などに関する諸手続き など

#### <取り入れるべき考え方>

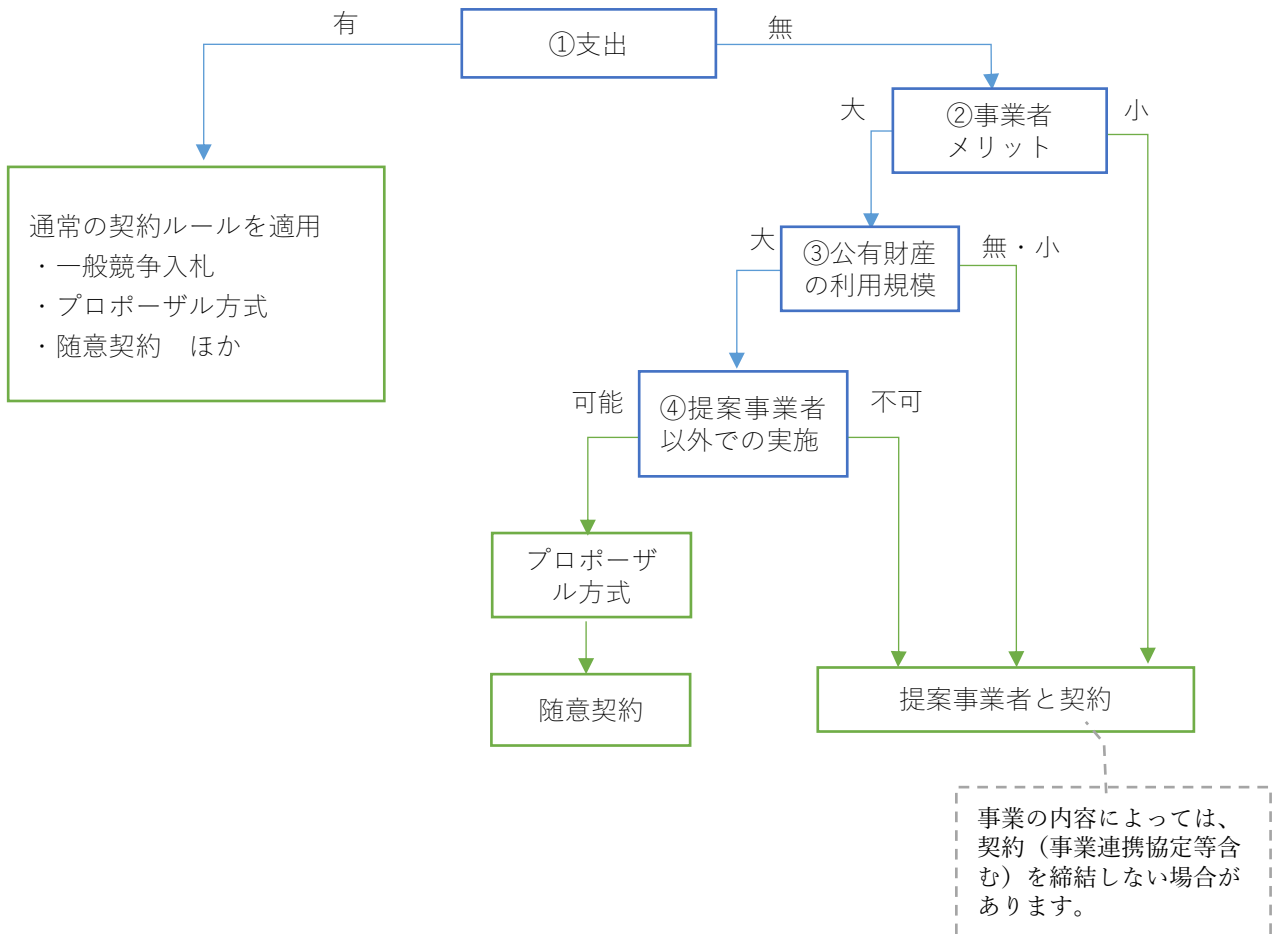
対話を通じた事業の具体化にあたっては、直接的な影響のみならず間接的な効果も考慮する必要があるため、以下の視点が必要です。

#### SDGs の活用

SDGs では、経済・社会・環境の3つの側面に配慮した視野が求められます。事業の検討段階において、SDGs の17の目標を意識し、事業の実施により付随的に達成が進む目標と、逆に達成から遠ざかる目標を顕在化させることで、3つの側面に配慮することができ、全体として最適化された制度設計が可能となります。

### (3) 契約方法及び事業実施者の決定フロー

契約方法及び事業の実施者については、以下のフローに沿って決定します。



## 各判断のポイント

### ① 支出の有無

市の金銭的な支出があるかどうかで判断します。

支出がある場合には、本市の通常の契約手続に則って進めていきます。

※ここでいう支出は、2者以上から見積書を徴取する必要がある30万円以上の支出を指すこととします。

(30万円未満の場合には、船橋市契約規則第28条第1項により見積書の徴取は1者でも可とされており、単独での少額随意契約が認められています。)

### ② 事業者メリットの大小

事業者が、社会貢献や寄附として事業資金や物品等の資源を負担し、負担した資金などの回収を行わない事業の場合は、事業者メリットが小さい事業と判断します。

当該事業の場合には、提案事業者との随意契約とします。

### ③ 公有財産の利用規模の大小

事業実施にあたって公有財産等を使用するか、使用する場合には「通常の手続きで使用させた場合にはどの程度の歳入になるか」といった観点から判断します。

まず以下の基準により判断します。

以下に該当した場合には「小規模」と判断することとします

- ・公有財産等の使用料(減免対象額)と市の支出額の合計額が30万円未満である場合(複数年にわたる事業の場合には年額ではなく総額で判断)

公有財産等の使用料の算定基準が定められていないなど、上記基準から「公有財産等の利用規模が小さい」と判断できなかった場合には、公有財産等の性質等から総合的に判断します。公有財産等の利用が無いまたは小規模の場合には、提案事業者との随意契約とします。

### ④ 提案事業者以外での実施可否

提案事業者の持つ特許権や著作権等の知的財産権や、他者より優位な技術・ライセンス・ノウハウ・ネットワーク・その他資源を活かすことが事業実施に欠かせない要素であるかといった観点から判断します。

提案事業者しか実施できないと考えられる合理的な判断理由がある場合には提案事業者との随意契約とします。

提案事業者以外でも実施できると考えられている場合には、「プロポーザル方式」により相手方を選定します。

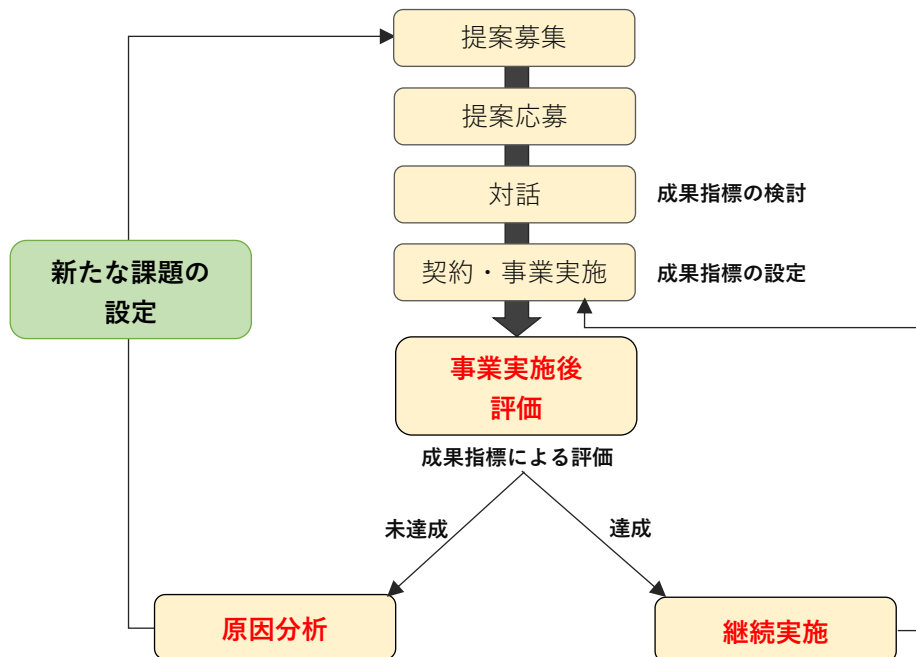
#### (4) 事業の評価

良質な公共サービスを継続的に提供することができるように、また、事業の効果を客観的に説明できるようにするため、成果指標を設定し、適切なモニタリングを行い、事業を最適化していく仕組みが重要です。

対話の初期段階で事業スキームとともに適切な成果指標を検討し、制度設計とあわせて、目標値や評価データの具体的な取得方法や市と事業者の役割分担についても協議し、最適な評価方法を決定します。

事業実施後には、事前に決定した方法で市にて評価を行い、評価結果を踏まえ事業者と対話し、必要に応じて事業をアップデートします。目標を達成した場合には、継続して事業を実施することを検討し、未達成の場合には原因分析をした上で、事業の改善や、新たな事業の提案募集等を検討します。

##### < 評価の流れ >

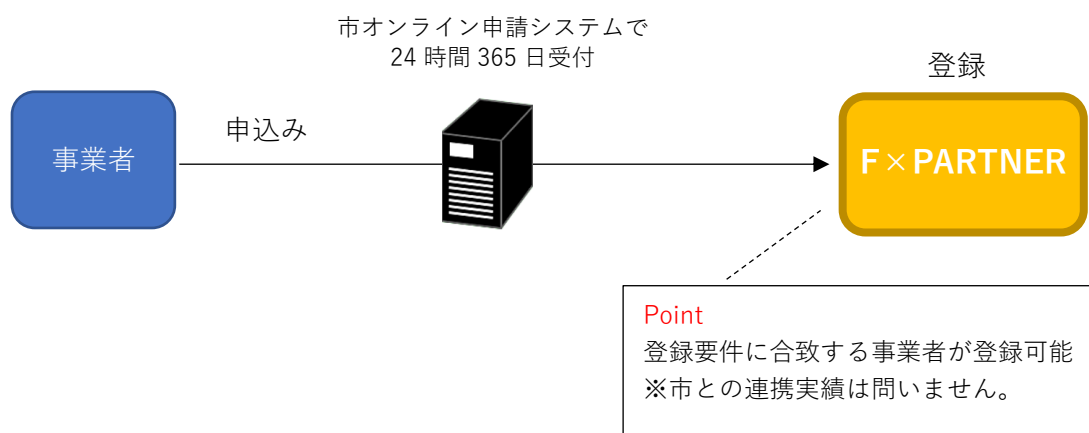


### 3. F×PARTNER 登録制度

「F×PARTNER 登録制度」は、市との連携実績に関わらず「市と積極的に公民連携を推進していく意欲がある事業者」を「F×PARTNER」として登録し、市からの情報発信や市と事業者同士の意見交換会を行い、市と事業者とのネットワークの強化を図る制度です。

#### (1) 登録

市オンライン申請システムにて、事業者からの登録申込を常時受け付けます。



#### (2) 要件

- ・以下のいずれにも該当しない事業者であること。
  1. 役員等が暴力団員等である団体又は暴力団員等が法人等の経営に実質的に関与している団体
  2. 役員等が、自社、自己もしくは第三者に不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている団体
  3. 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している団体
  4. 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体
  5. その他、本市と連携することがふさわしくない団体

### (3) F×PARTNER 登録制度による取組

#### ① 情報発信

公民 CONNECT から F×PARTNER に対して、公民連携を推進する上で有益だと考えられる情報をメールにて発信します。

##### ■ 本市公民連携事例

事業実施後に事業概要やその効果を発信することで、更なる民間提案に繋がります。

##### ■ 国等からの有益な情報

公民連携に関する新たな制度や先進事例を共有することで、F×PARTNER が常に最新情報を把握できるようにします。

##### ■ 課題設定型民間提案の募集開始のお知らせ

市の課題を HP で公表し事業者の閲覧を待つのではなく、事業者へ直接お知らせすることで、F×PARTNER が円滑に情報を受け取れるようにします。

##### ■ 公民連携関連のイベント情報のお知らせ

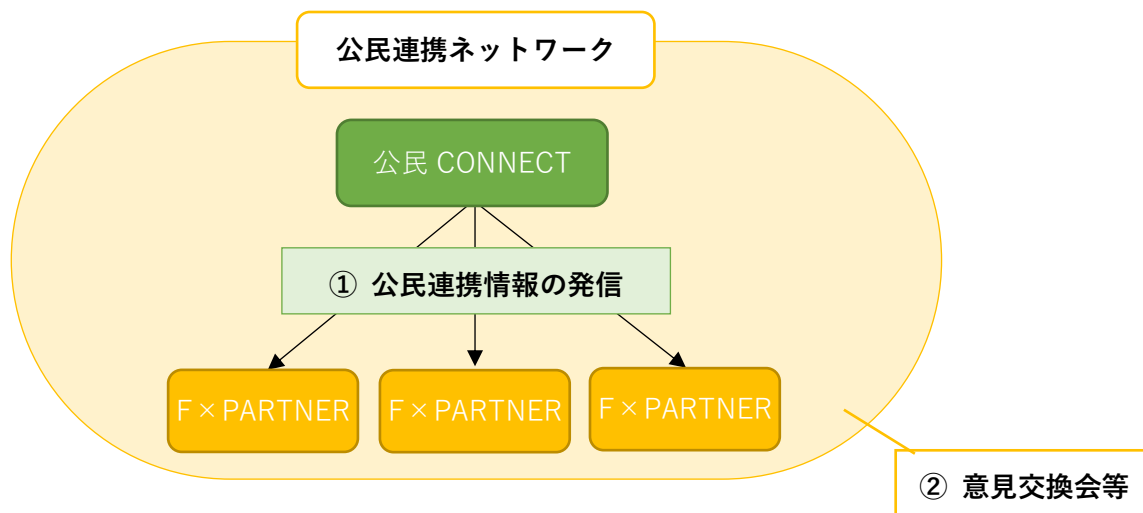
公民連携に関するフォーラムの情報などをお知らせします。

#### ② 意見交換会等

公民 CONNECT と F×PARTNER による意見交換会や勉強会を実施し、直接的な交流の機会を設けることで、市と事業者のネットワークを構築するとともに、相互の姿勢や考え方の理解に繋がります。また、複数事業者が一堂に会することで事業者同士のネットワーク構築や共同提案等に繋がることにも期待します。

意見交換会においては、時勢に合わせたテーマ等を設定し、解決のためのアイデアを生み出すことを目指します。

勉強会においては、本市の連携事例や最新情報を共有し、事業者が効果的な提案を検討するきっかけとなることを目指します。





## 船橋市公民連携推進の指針

<お問合せ先>

船橋市 企画財政部 政策企画課

住所 : 船橋市湊町 2-10-25 船橋市役所 9 階

電話 : 047-436-2932

E-mail : [koumin-connect@city.funabashi.lg.jp](mailto:koumin-connect@city.funabashi.lg.jp)